

千葉県建築物 ユニバーサルデザイン 整備指針

—— 県民一人ひとりがユニバーサルデザインの担い手になるために ——

千 葉 県



はじめに

21世紀は、県民一人ひとりが主役となって、自らが暮らしやすい地域社会をつくっていく時代です。

近年、人々の価値観の多様化、本格的な少子・高齢社会の到来、インターネットの普及などによる情報化の進展など社会環境が大きく変化する中で、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、すべての人が公平・平等に参加できる社会の実現のため、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりが様々な分野で求められてきています。

建築物においても、誰もが、全ての建築物を安全・安心で快適に利用していくため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備がより一層必要となっています。

本指針では、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を推進するため、建築物の「ハード面」、施設の運営や人によるサービス等の「ソフト面」、それらを実現するための「取組手順」の3つの視点から建築物の整備のあり方を示すとともに、さらに「住まい」については、項目を分けて、安全に、安心して、快適に、いつまでも住み続けられる整備のあり方を示しています。

建築物の整備や住まいづくりにあたり、一人でも多くの方に本指針を御活用いただき、建築物の利用者、事業者、設計者、施工者、NPO、研究者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を推進することで、一人ひとりの持ち味を生かし、安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現していきたいと考えています。

ユニバーサルデザインは、常によりよいものにしていこうとする考え方が大切です。これからも県民の皆様と御一緒に、経験を積み重ね、ユニバーサルデザインを一層推進していきたいと考えておりますので、皆様の御支援・御協力をお願いいたします。

平成17年 3月

千葉県知事 堂本 暁子

I 整備指針策定の趣旨

1 背景	5
2 指針の目標	7
3 指針の内容	8

II 誰にでも使いやすい建築物の整備指針

1 ハード面の整備について	9
(1) 公平に利用できること	10
(2) わかりやすいこと	11
(3) 移動しやすいこと	12
(4) 利用方法を選択できること	14
(5) 十分な幅・広さがあること	15
(6) 安全・安心に利用できること	17
(7) 情報が伝わりやすいこと	18
(8) 良いデザインであること	19
(9) 使い続けられること	19
(10) 費用が妥当であること	20
2 ソフト面の整備について	21
(1) 施設情報の提供	21
(2) 施設の運営上の工夫	23
(3) 人によるサービス	24
3 誰にでも使いやすい建築物を実現する取組手順	25
(1) 多様な利用者のニーズの把握	27
(2) 多様なニーズを十分反映させた計画	28
(3) 工事途中の確認	29
(4) 事後評価による施設の運営・改善への反映	29

III 安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針

(1) ライフスタイルや家族構成へ適合すること	30
(2) 安全・安心に暮らせること	31
(3) 快適に暮らせること	32
(4) 移動しやすいこと	32
(5) 使いやすいこと	33
(6) わかりやすく、危険につながらないこと	34
(7) 改善しやすいこと	35
(8) 地域の人々と交流し、支えあうこと	36

IV ユニバーサルデザインによる建築物を実現するために

(1) 県民の役割	37
(2) 事業者の役割	37
(3) 専門家やNPOの役割	37
(4) 行政の役割	38

V 資 料 編

(1) 用語解説 (本文中の*印を付けた用語について、解説しています。)	39
(2) 助言等	41
(3) 資料提供等協力先	42
(4) 協力	42

ユニバーサル デザインとは

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。

この考え方は、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されたもので、7原則から構成されています。

ユニバーサルデザインの7原則

- ① 誰にでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に利用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

I

整備指針策定の趣旨

1 背景

(1) 本県の地域特性の中で
求められるもの

本格的な少子高齢化を迎える中、本県では、近い将来、人口の5人に1人が65歳以上の方になります。県南部を中心として、高齢者人口の割合が高い地域がある一方、県北西部や新しく開発された住宅地などでは割合が低い地域もあるなど、地域ごとに格差があります。高齢者人口割合の低い地域でも今後高齢者数の大幅な増加が見込まれ、県全体でも高齢者の人口は、全国平均よりも急激な増加が予想されます。

一人の女性が一生の間に生む平均子供数(合計特殊出生率)においても平成15年度では1.20人と全国平均の1.29人を下回っています。

障害のある人たちの状況は、平成16年現在で138,210人(身体障害者手帳*1の交付者数)となっています。過去5年間の推移は、重度の障害のある方が24.5%、中度の障害のある方が20.1%増えるなど、大きく増加傾向にあるのに対し、軽度の障害のある方は3.6%と横ばい状態にあり、全体として障害の重度化傾向がうかがえます。

このような状況のなかで、高齢者・障害のある人たちをはじめとした全ての人々が利用しやすい建築物を整備するとともに、安心して子供を育てることができる居住環境や、様々な家族構成や暮らし方に対応した居住環境を整備し、「一人ひとりが安心していきいきとする暮らし」を創造することが求められています。そして、高齢者・障害のある人たちをはじめとした、全ての人々が地域で自分らしく平等に、誇りをもって生きていく権利を実現していくことが重要となっています。

また、本県の特色として、首都圏にあって温暖で豊かな自然を有しているため、年間を通して多くの観光客が訪れます。さらに海外の玄関口である成田空港を有していることから、国際性に富んだ特色・特徴があり、多くの外国人も訪れます。それらの人々にとっても訪れて楽しく、安心して快適に生活できるまちづくりを行っていくことも重要となってきています。

(2) 建築物の整備で求められるもの

平成8年に「千葉県福祉のまちづくり条例」*²を制定し、不特定かつ多数の人が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園などの「公益的施設等」について、高齢者、障害のある人などが安全かつ快適に利用できるよう、「整備基準」を定めて、その整備を推進してきました。

その結果、多くの公益的施設が高齢者、障害のある人などに利用できるように整備されてきています。

今後はさらにすべての建築物について、すべての県民や千葉県を訪れる人々が、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用し続けられるようにユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を推進していくことが求められています。

《千葉県と国の取組》

千葉県の取組

平成8年に「千葉県福祉のまちづくり条例」*²を制定し、「整備基準」を定め、不特定多数の人が利用する建築物や公共交通機関の施設、道路、公園などの「公益的施設等」について、高齢者や障害のある人などが安全で快適に利用できるように整備を推進しています。

国の取組

平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称：ハートビル法)*³が制定され、高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる建築物の整備が進められています。

また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)*⁴が制定され、公共交通機関及びこれを中心とした周辺地区や周辺地区内の建築物の一体的なバリアフリー化が進められています。

さらに、これらの法律の連携はもとより、各行政機関及び官民が協力して、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、平成16年6月には「バリアフリー化推進要綱」*⁵が決定されています。

2 指針の 目標

多数の人が利用する建築物は、高齢や障害のために体の不自由な人、妊婦、乳幼児を連れた人、外国人など、様々な人々の多様な利用が想定されます。また、住まいや生活に密着した建築物は毎日利用され、生活の基盤ともいえるものです。

このように、建築物は、人が住む、働く、集うなどの生活の基本となるものであり、それらを、ユニバーサルデザインにより、年齢、国籍、性別、個人の能力などを問わず、誰もが公平に、安全に、安心して、そして快適に、利用できるように整備することが本指針の目標です。

一人でも多くの方に建築物におけるユニバーサルデザインを知っていただき、建築物の利用者、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者、行政が連携してユニバーサルデザインによる建築物の整備に取り組んでいきたいと考えています。

3 指針の内容

(1) 誰にでも使いやすい建築物の整備指針

①ハード面について

敷地内の通路、道路、駅などの周辺環境とのつながりなども含めた建築物のハード面の整備のあり方を示しています。

②ソフト面について

「施設情報の提供」、「施設の運営上の工夫」、「人によるサービス」の項目に分けてソフト面の整備のあり方を示しています。

③取組手順について

様々な利用者の多様なニーズに配慮しながら、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を実現するための手順の例を示すとともに、利用開始後も利用状況の調査などを行い、施設の運営・改善に反映することの重要性についても解説しています。

(2) 安全、安心、快適に住み続けられる 住まいの整備指針

住み手のライフスタイル*⁷や家族構成などにあわせ、安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備のあり方を示しています。